

社会福祉法人 湖聖会

契約書

介護老人福祉施設

令和7年4月1日 制定

特別養護老人ホーム 月のあかり

介護老人福祉施設契約書

入居者 _____ 様（以下「甲」という）と事業者 社会福祉法人湖聖会（以下「乙」という）は、乙が運営する特別養護老人ホーム 月のあかり（以下「本施設」という）の施設サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（契約の目的）

第1条 乙は、介護保険法その他の関係法令の定めるところにより、甲に対し本施設において居宅における生活への復帰を念頭に置いて、食事入浴排せつ等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、甲がその有する能力に応じ自律的な日常生活を営むことができるように、本契約書に定める施設サービスを提供します。

2 乙は、サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分および甲の介護保険被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対しサービスを提供します。

（契約の期間）

第2条 この契約書の契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間の満了日前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間満了日の2週間前までに、甲または甲の身元引受人（後見人がいる場合は後見人。以下「身元引受人等」といいます）から更新を希望しない意思表示がない場合は、この契約は自動的に更新されるものとします。

3 本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日前に甲が要介護認定区分の変更を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

（運営規程の概要）

第3条 本施設の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業員の勤務の体制等は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

（施設サービス計画の作成および変更）

第4条 乙は、本施設の介護支援専門員に、甲のための施設サービス計画を作成する業務を担当させます。

2 担当介護支援専門員は、甲のための施設サービス計画を作成する際には、甲または甲の身元引受人等の関係者から事情をよく聞いて、他の従業者と協議の上、甲の有する能力や置かれている環境に基づいて、甲が最も自律的な日常生活を送られるよう配慮します。

- 3 甲のための施設サービス計画を作成または変更する際には、担当介護支援専門員等は、甲または甲の身元引受人等へ、施設サービス計画を説明し、同意を得ることとします。

(甲の基本的権利)

第5条 甲と乙は、甲が乙からサービスの提供を受けるにあたり、本契約書において個々に定めるほか、次のとおり権利を有することを確認し、乙はサービスの提供にあたり、甲の権利を尊重し、甲はこれらの権利を行使することにより乙から不利益な取り扱いはなく、差別的な対応を受けることはありません。

- (1) 乙によるサービスの提供において、甲の意思が最大限尊重されること
- (2) 乙によるサービスの提供において、甲のプライバシーは尊重され、個人情報 は遵守されること
- (3) 甲は自らの費用をもって自己が選ぶ専門家といつでも相談できること
ただし、乙に事前に連絡し甲が外出する場合等は、甲の身体的状態等に配慮するものとします
- (4) 甲は施設での運営に重大な支障がない限り、個人の衣類や家具備品等を居室に持ち込むことができること
ただし、私物として持ち込まれた個人の衣類や家具備品の消耗破損紛失は、乙および他の入居者の故意による場合以外は、乙および他の入居者は責任を負わないものとします

(施設サービスの内容)

第6条 乙は、甲に対し第4条により作成された甲のための施設サービス計画に基き、甲に対しサービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙「重要事項説書」に記載したとおりです。

- 2 乙は甲に提供するサービスの内容を、甲または甲の身元引受人等に対して分かりやすく説明します。
- 3 乙は甲の意思および人格を尊重し、常に甲の立場に立ってサービスを提供するように努めます。
- 4 乙は地域や家族との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めてサービスを提供するように努めるものとします。
- 5 乙は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という)の規定を遵守し、委員会の設置、指針の整備、研修及び担当者の設置等必要な措置を講じ、乙の従業者による虐待が行われないようにします。
- 6 乙は感染症が発症し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じ、感染対策に努めるものとします。

(利用料の種類)

第7条 甲または甲の身元引受人は、乙から介護保険給付対象のサービスの提供を受けたときは、乙に対し、別紙「重要事項説明書」の記載に従い、介護報酬の利用者負担分を支払います。

2 甲または甲の身元引受人は、前項に定めるほか、別紙「重要事項説明書」の記載に従い、居住費および食費を支払います。

3 甲または甲の身元引受人は、乙から介護保険給付対象外のサービスの提供を受けたときは、別紙「重要事項説明書」の記載に従い、その利用料全額を支払います。

(利用料の支払)

第8条 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、別紙「重要事項説明書」の記載に従い、乙に対し利用料金を支払います。

2 乙は、当月分の利用料（介護報酬の自己負担分、居住費および食費、介護保険給付対象外のサービス利用料）の金額を翌月20日頃までに甲または甲の身元引受人に通知し、甲または甲の身元引受人は、当月の利用料を翌月27日頃に原則口座引落により支払います。

3 乙は前項の利用料の通知にあたっては、介護報酬の自己負担分、居住費および食費、介護保険給付対象外のサービス利用料ごとに、その明細を付して、分かりやすく通知するものとします。

4 乙は甲について適用される利用料減額制度の有無について十分に説明し、利用可能な減額制度がある場合には、甲または甲の身元引受人等に対してその内容および手続きを教示し、必要に応じて減額手続をとることを援助するものとします。

(利用料の変更)

第9条 乙は、介護保険法その他の関係法令の改正、甲の要介護度の変更その他の理由により、介護報酬の利用者負担分、居住費および食費に変更が生じた場合には、別紙「重要事項説明書」の規定にかかわらず、当該理由による変更額を上限として変更後の介護報酬の利用者負担分、居住費および食費を請求することができるものとします。

2 介護保険給付対象外のサービス利用料を変更する際は、甲または甲の身元引受人等に対して文書により通知し、変更合意書を交わします。

3 前2項のいずれにおいても、乙は甲または甲の身元引受人等に対して変更の理由根拠を十分に説明します。

4 甲または甲の身元引受人等は利用料の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(身体的拘束その他の行動制限)

第10条 乙は、甲または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離・身体的拘束・薬剤投与・その他にて甲の行動を制限しません。

- 2 乙が甲に対し隔離・身体的拘束・薬剤投与・その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に行動制限の根拠内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合乙は、事前または事後速やかに、甲の身元引受人等に対し、甲に対する行動制限の根拠内容、見込まれる期間について十分説明します。
- 3 乙が甲に対し隔離・身体的拘束・薬剤投与・その他の方法により甲の行動を制限した場合には、第11条に規定する介護サービス記録に次の事項を記載します。
 - (1) 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠内容、見込まれる期間および実施された期間
 - (2) 前項に基づく甲に対する説明の時期、内容およびその際のやりとりの概要
 - (3) 前項に基づく甲の身元引受人等に対する説明の時期、内容およびその際のやりとりの概要

(介護サービス記録)

- 第11条 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する日々の記録を整備し、サービス提供の最終日から5年間保存します。
- 2 前項の介護サービスの提供に関する日々の記録には次の事項を記載するものとします。
 - ① 食事の状況 ②入浴の状況 ③排せつの状況 ④介護事故に関する事項
 - ⑤医師の診断および指導内容 ⑥吸引、血圧を測定した場合の記録
 - ⑦その他バイタルチェックに関する事項 ⑧外出外泊 ⑨身体拘束等
 - 3 記録の開示請求は、原則として甲または甲の身元引受人等のみがなし得るものとし、その他の親族等については別途乙が定める個人情報開示規程に基づき対応します。
 - 4 前項の規定により、甲または甲の身元引受人等がコピーの提供を求める場合、乙の業務に支障がない時間に行うこととし、乙は実費相当額を請求者に請求することができます。

(甲の解約権)

- 第12条 甲または甲の身元引受人等は乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合は、2週間の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は終了します。

(甲の解除権)

- 第13条 乙が、介護保険法その他の関連法令および本契約に定める債務を履行しなかった場合、または乙および乙の従業者が甲に対し、不法行為を行った場合には、甲または甲の身元引受人等は乙に対し、いつでもこの契約を解除することができます。この場合、解除の意思表示が乙に到達した時点で契約は終了します。

(乙の解除権)

第 14 条 乙は、甲が次の各号に該当する場合には、3 週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。ただし、やむを得ない事由が認められるときは、即時に解除することができます。

- (1) 甲または甲の身元引受人が第 8 条記載の利用料の支払を 2 カ月以上滞納したとき
- (2) 甲が重大な自傷行為を繰り返す等、自殺をする危険性が極めて高く、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないと予測されるとき
- (3) 甲または甲の身元引受人等が乙または乙の従業者や他の入居者に対して故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行ったとき
- (4) 乙の再三の連絡にも関わらず、第 2 3 条に規定する協力義務を果たす意思がないとき
- (5) 甲の健康状態や判断能力が悪化し、継続的に医療行為等が必要と医療機関の医師または嘱託医が診断したとき
- (6) 甲または甲の身元引受人等との信頼関係の構築が難しく、本契約を継続することが困難と認められるとき
- (7) 甲または甲の身元引受人等が、乙または乙の従業者の生命身体財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、乙が通常の方法ではこれを防止できないと予測されるとき
- (8) 入居申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な方法により入居したとき

2 乙は甲が次の各号に該当する場合において事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除することができます。

- (1) 甲が伝染病疾患により他の入居者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合
- (2) 甲の行動が、他の入居者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないと予測される とき
- (3) 天災、災害、施設設備の故障、その他やむを得ない理由により、本施設を利用することができないとき

(契約の終了)

第 15 条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、本契約は終了します。

- (1) 第 2 条 1 項および 2 項により、契約期間満了日の 2 週間前までに甲または甲の身元引受人等から更新を希望しない申し入れがあり、かつ契約期間が満了したとき
- (2) 要介護認定の更新において、甲が非該当または要支援 1 要支援 2 要介護 1 および要介護 2 と認定されたとき
ただし、要介護 1 および要介護 2 と認定された場合であっても、特例的に入所が認められた場合は、この限りではない

- (3) 甲または甲の身元引受人等が第9条4項または第12条または第13条により契約を解約または解除したとき
- (4) 乙が第14条により契約を解除したとき
- (5) 甲が死亡したとき
- (6) 甲について病院または診療所に入院する必要が生じ、その期間が3ヶ月経過したとき
- (7) 甲について他の介護保険施設への入所が決まり、その施設において甲を受け入れる態勢が整い、退所が明確になったとき
- (8) 甲または甲の身元引受人等が反社会的勢力に該当したとき

(契約終了後の退所と精算)

第16条 この契約終了後、甲はただちに本施設を退所します。

- 2 契約期間中に契約が終了した場合、乙は甲に対し未給付について乙がすでに領している利用料があるときは、乙は甲に対し未給付に対応する金額を返還します。
- 3 この契約の終了により甲が本施設を退所することになったときは、乙はあらかじめ甲の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、甲の生命健康に支障のないよう円滑な退所のために必要な援助を行います。
- 4 乙は、退所日までの利用料（介護報酬の自己負担分、居住費および食費、介護保険給付対象外のサービス利用料）の金額を翌月20日位までに甲または甲の身元引受人等に通知し、甲または甲の身元引受人は退所日までの利用料を、口座引落または現金により支払います。

(退所時の金品の引渡し等)

- 第17条 この契約が終了した場合、乙は甲に対して乙が保管している物品および甲が遺留した金品を甲または甲の身元引受人等に対して引渡します。ただし、甲が死亡しているため甲に対して引渡すことができないときは、甲の身元引受人等に引渡し、甲の身元引受人等のないときは甲の相続人に引渡します。
- 2 前項のただし書きの規定に関わらず、甲の身元引受人等がいる場合であっても、他に引渡しを求める甲の相続人がいる場合、乙は身元引受人等に対して引渡しをしないことができるものとします。
 - 3 第1項のただし書きの規定により相続人に対して引渡す場合、乙は相続人の一人に対して引渡すことができるものとします。

(乙における再入所受入れ)

第18条 甲が入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが見込まれ、かつその期間内に退院した場合は、乙は、やむを得ない事情がある場合を除き、甲から乙に対する本施設における施設サービス契約申込に対して承諾する義務を負い、入所日を調整のうえ、甲を本施設に再入所させ、介護サービスを提供します。

(秘密保持)

第 19 条 乙および乙の従業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲および甲の身元引受人等の秘密を漏らしません。

2 乙は、乙の従業者が退職後、在職中に知り得た甲および甲の身元引受人等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 乙および乙の従業者は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、甲または甲の身元引受人等に関する情報を提供する必要がある場合には、甲または甲の身元引受人等に使用目的等を説明し、同意を得なければ使用することはありません。

4 乙および乙の従業者が介護保険サービスの質の向上のため、学会・研究会等で事例研究発表等をする場合、甲または甲の身元引受人等を特定できないように仮名等を使用することを遵守します。ただし、実名を使用することの承諾があった場合は、この限りではありません。

5 本条に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

6 第 1 項の規定に関わらず、乙は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(事故発生時の対応および損害賠償)

第 20 条 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合、速やかに市町村および甲の身元引受人等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。事故発生時の対応は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

2 乙は、本契約に基づく介護サービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。

3 乙は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、甲または甲の身元引受人等に当該保険の調査等の手続きにご協力いただく場合があります。

4 甲は、自己の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合、その損害について賠償する責任を負います。

5 介護サービスの提供時における予測される危険性は、別紙「利用時リスク説明書」に記載したとおりです。

(苦情対応)

第 21 条 甲または甲の身元引受人等は、乙が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口にお問い合わせをすることや苦情を申し出ることができます。乙は迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲または甲の身元引受人等から問い合わせや苦情の申し立て等がなされたことを理由として、甲に対し何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

(緊急時の対応)

第 22 条 乙は、甲に病状の急変等が生じた場合、甲または甲の身元引受人等の意向に基づき速やかに別紙「重要事項説明書」に記載する協力医療機関等に連絡を取る等必要な対応を講じます。

- 2 介護サービスの提供時における施設の健康管理体制は、別紙「利用時リスク説明書」に記載したとおりです。

(協力義務)

第 23 条 甲または甲の身元引受人等は、乙が甲のために介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。具体的内容は次の事項になります。

- (1) 各種必要書類の作成および提出
- (2) 希望ならびに医師の指示による外来受診の手配、送迎、同伴、受診先の医師説明の確認報告支払等
- (3) 緊急時等の連絡を受ける体制作りおよび必要時の来設
- (4) 甲または甲の身元引受人等の意思決定をもって、要望および方針を示すこと
- (5) その他協力が必要な事項

(甲の修理義務)

第 24 条 甲が本施設を退所する際、甲が使用していた居室を乙が通常の範囲で清掃してもなお、他の者が使用することができない状況の場合、甲は、その修繕費の実費を乙に支払うものとします。

- 2 甲が本施設を退所する際、乙の承諾を得て行った造作模様替えといえども、甲の負担において入所前の状態に復するものとします。
- 3 甲が本施設を利用中に、本施設の設備備品を破損した場合、その修繕に掛かる費用が高額な時は、乙に協力するものとします。

(身元引受人)

第 25 条 乙は甲に対し身元引受人を求めます。

- 2 身元引受人は第 23 条に規定する協力義務のほか、次の責任を負います。
 - (1) 甲が意思表示や署名等を行えない場合に、同人の代理人となること
 - (2) 甲のサービス計画書等の介護保険関連の書式につき甲の代理人として署名押印すること
 - (3) 甲が医療機関に入院する場合、入院手続きを行うこと
 - (4) 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること
 - (5) 甲が死亡した場合、遺体および遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること
 - (6) 甲が乙から受けた介護サービスに関する利用料金を、甲等と協力して支払うこと
 - (7) 身元引受人の責は、本契約が自動更新された場合も継続するものとします

(連帯保証人)

第 26 条 乙は甲に対して連帯保証人を求めます。

- 2 連帯保証人は甲および甲の身元引受人と連帯して、甲が乙に対する一切の債務を履行する責を負うものとします。
- 3 前項の連帯保証人の負担は、極度額 2 4 0 万円を限度とします。
- 4 乙は連帯保証人に対し、連帯保証人からの請求があったときは、遅滞なく利用料金などの支払状況や滞納金の額、損害賠償の額など、甲の全ての債務の額などに関する情報を提供しなければならないとします。
- 5 連帯保証人の責は、本契約が自動更新された場合も継続するものとします。

(通知を必要とする事項)

第 27 条 甲または甲の身元引受人等または連帯保証人は、次の事項が発生したときは速やかに乙に通知するものとします。

- (1) 氏名、住所、連絡先等が変更したとき
- (2) 甲の身元引受人等または連帯保証人を変更するとき
変更の際は契約書を再度締結することとします

(合意管轄)

第 28 条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、乙の法人所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とすることに合意します。

(契約に定めのない事項)

第 29 条 この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲または甲の身元引受人等と乙の間で協議のうえ、誠意を持って解決します。

令和 年 月 日

本契約を証するため、甲および乙は署名捺印または記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙が各1通保有します。

説明者 氏 名 ⑩

令和 年 月 日

(入居者 甲)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住 所	
氏 名	⑩

(身元引受人)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、身元引受人の責任についても理解し同意しました。

住 所			
氏 名	⑩		
電話番号		続柄	

(連帯保証人)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、連帯保証人の責任についても理解し同意しました。

住 所			
氏 名	⑩	続柄	
電話番号		極度額	2,400,000 円

(後見人)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、後見人の責任についても理解し同意しました。

住 所			
氏 名	⑩		
電話番号		続柄	

(事業者 乙)

当施設は、甲の申込を受け、本契約に定める事項を誠実に履行します。

住 所 静岡県富士宮市大鹿窪 143 番地 1
事 業 者 社会福祉法人 湖 聖 会
代 表 者 名 理 事 長 湖 山 泰 成 ⑩
事 業 所 名 特別養護老人ホーム 月のあかり
(事業所番号) (2 2 7 2 3 0 2 6 8 4)